

横浜市指定特定非営利活動法人の
指定更新の手引き

横浜市市民局市民協働推進課

令和6年4月 発行

目 次

I 指定の更新手続きについて

1	指定の更新申出期間	1
2	指定の更新手続の流れ	1
3	実績判定期間	1
4	指定の更新申出に必要な書類	2
5	事前相談・書類の提出先	3
6	その他	3

II 指定の更新を受けるための申出書及び添付書類

1	指定特定非営利活動法人指定更新申出書（第2号様式）	5
2	指定基準チェック表（第1表）	6
3	指定基準チェック表（第2表（1））	8
4	指定基準チェック表（第2表付表1）	12
5	指定基準チェック表（第2表付表1参考 事業計画）	13
6	指定基準チェック表（第2表付表2）	14
7	指定基準チェック表（第2表付表3）	16
8	指定基準チェック表（第2表（2））	10
9	指定基準チェック表（第3表）	22
10	役員の状況（第3表付表1）	24
11	帳簿組織の状況（第3表付表2）	26
12	指定基準チェック表（第4表）	27
13	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	29
14	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	30
15	指定基準チェック表（第5表）	32
16	指定基準チェック表（第6表、第7表）	34
17	欠格事由チェック表	36
18	役員等氏名一覧表	39
19	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	40

I 指定の更新手続きについて

1 指定の更新申出期間

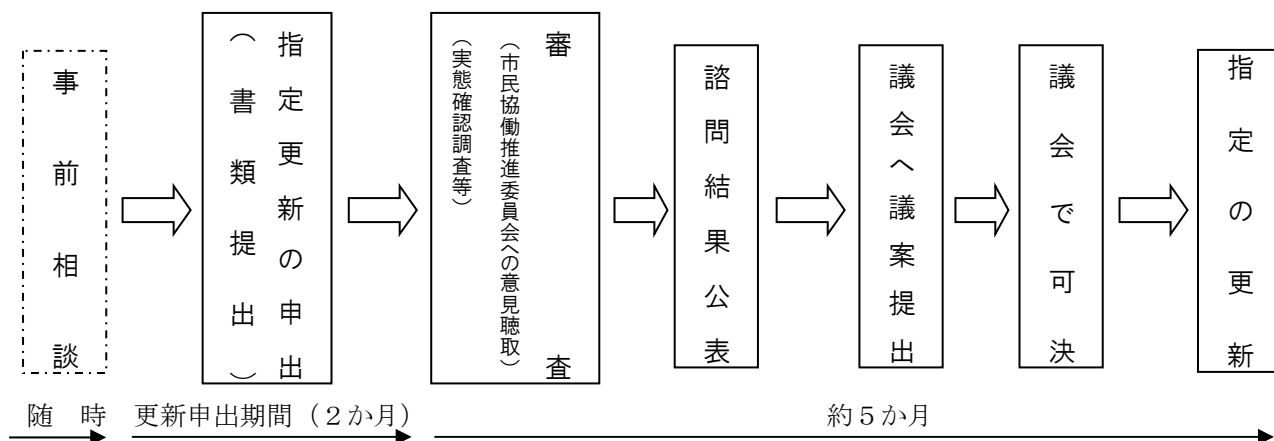
指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日以後、引き続き、指定NPO法人として活動を行おうとするときは、その9か月前から5か月前までの間の、別途市長が定める期間内に、次ページに掲げる書類を提出し、指定の更新の申出をする必要があります。

指定の効力が生じた日	指定の期間（初回）	更新申出期間	更新の時期 （市会での議決）
令和元年12月1日	令和元年12月1日から 令和6年12月31日まで	令和6年6月1日から 令和6年7月31日まで	令和6年12月中旬 ～下旬
令和2年7月1日	令和2年7月1日から 令和7年7月31日まで	令和6年12月1日から 令和7年1月31日まで	令和7年5月下旬 ～6月上旬

※指定更新の申出をするときは、申出前に事前相談をお願いします。（随時）（要予約）

2 指定の更新手続きの流れ

指定の更新の申出の締切日から、おおむね5～6か月程度かかります。



※ 指定の更新の審査にあたっては、運営状況等の実態確認調査、市民協働推進委員会への諮問などを行います。

3 実績判定期間

判定対象となる実績判定期間は、直前に終了した事業年度までの5事業年度です。

ただし、運営組織及び経理が適切であることなどの運営要件については、更新申出日の属する事業年度のみが判定対象となります。

4 指定の更新申出に必要な書類

書類名	提出部数	参照ページ
1 指定特定非営利活動法人指定更新申出書（第2号様式）	1部	P. 5
2 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
指定基準チェック表（第1表）	2部	P. 6-7
指定基準チェック表（第2表） ※次の(1)、(2)のいずれかを選択してください。		
(1) 指定基準チェック表（第2表(1)）※県・県内他市町村指定法人以外	2部	P. 8-9
指定基準チェック表（第2表付表1）	2部	P. 12
指定基準チェック表（第2表付表1参考 事業計画）	2部	P. 13
指定基準チェック表（第2表付表2） ※第2表(1)で「支持されている実績」として「寄附の実績」を記載する場合のみ添付	2部	P. 14
指定基準チェック表（第2表付表3） ※第2表(1)で「支持されている実績」として「地域の住民、企業等から支持されている実績（無償ボランティアの実績）」を記載する場合のみ添付	2部	P. 16
(2) 指定基準チェック表（第2表(2)）※県・県内他市町村指定法人	2部	P. 10
指定基準チェック表（第3表）	2部	P. 22-23
役員の状況（第3表付表1）	2部	P. 24
帳簿組織の状況（第3表付表2）又は監査証明書	2部	P. 26
指定基準チェック表（第4表）	2部	P. 27
役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	2部	P. 29
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	2部	P. 30-31
指定基準チェック表（第5表）	2部	P. 32
指定基準チェック表（第6表、第7表）	2部	P. 34
欠格事由チェック表	2部	P. 36-38
納税証明書 ※所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書	各1部	—
役員等氏名一覧表	1部	P. 39
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	2部	P. 40
4 直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち、10人以上の者の名簿）	2部	—
5 役員名簿	2部	—
6 定款等（定款、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し）	2部	—

- ※1 指定更新申出書以外の書類については、別途横浜市に提出している書類の内容に変更がないときは、改めて提出する必要はありません。
- ※2 横浜市所管の法人は、4～6の書類については、別途横浜市に提出している場合、改めて提出する必要はありません。
- ※3 各指定基準等に適合しているか等の確認の際には、上記以外の書類を提出頂く場合があります。

申出書類や手引きは、横浜市のホームページからダウンロードすることができます。

◆5（2）指定（更新）の申出に係る書類

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/NPO/5-shiteiNPO/shiteisyorui.html>

横浜市 NPO

検索

5 事前相談・書類の提出先

ご相談や、申出に必要な書類の有無の確認をするなどの事前相談を実施しています。事前相談は、予約制とさせていただきますので、相談希望日の1週間前までにご予約ください。

担当

横浜市市民局市民協働推進課

電 話：045-671-4737 F A X：045-223-2032

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

6 その他

更新申出期間内に、指定の更新の申出をしなかったときなどは、指定の取消手続を行います。

Ⅱ 指定の更新を受けるための申出書及び添付書類

指定特定非営利活動法人指定更新申出書

申出日 年 月 日 (申出先) 横浜市長	主たる事務所の所在地	〒231 - 0005 横浜市中央区本町6丁目50番地の10
	フリガナ	トクテイエイリカクトウホウジン ヨコハマ
	法人の名称	特定非営利活動法人 よこはま
	フリガナ	ヨコハマ タロウ
	代表者の氏名	横浜 太郎
	電話番号	045-××××-××××
	FAX番号	045-××××-××××
	設立年月日	平成22年4月1日
地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第9条第1項の規定による指定の更新を受けたので、申し出ます。		
(現に行っている事業の概要) (特定非営利活動に係る事業)		
1 ○○の調査・研究事業 2 ○○の普及・啓発事業		
(その他の事業) 1 △△△事業		
(市内における特定非営利活動を行う地域) 市内全域		
(市内におけるその他の事務所の所在地) なし		
(その他の参考事項) なし		

登記事項証明書どおりの所在地・法人の名称・代表者の氏名を記載

登記事項証明書の設立年月日を記載

定款に記載している事業名を記載

主たる事務所以外に登記している事務所がなければ「なし」と記載

(注意) 法人の名称、主たる事務所及びその他の事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。

指定基準チェック表（第1表）

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
-----	----------------

指定基準チェック表（第1表）

1 市内で活動する特定非営利活動法人であること

○特定非営利活動法人の活動地域

該当する事業年度を記載

	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
判定の対象となる各事業年度	平成31年4月1日から	令和2年4月1日から	令和3年4月1日から	令和4年4月1日から	令和5年4月1日から	令和6年4月1日から
	令和2年3月31日まで	令和3年3月31日まで	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日まで	令和6年3月31日まで	令和7年3月31日まで
市内で活動する特定非営利活動法人である。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
活動地域	戸塚区、 港南区	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域
事業内容	特定非営利活動事業 ○○○事業	特定非営利活動事業 ○○○事業	特定非営利活動事業 ○○○事業	特定非営利活動事業 ○○○事業	特定非営利活動事業 ○○○事業	特定非営利活動事業 ○○○事業
	その他の事業 △△△事業	その他の事業 △△△事業	その他の事業 △△△事業	その他の事業 △△△事業	その他の事業 △△△事業	その他の事業 △△△事業

市内で活動している事業（特定非営利活動及びその他の事業）を記載
※定款の記載どおりに記載

○ 記載要領（指定基準チェック表（第1表））

項目	記載要領	備考
判定の対象となる各事業年度	実績判定期間の各事業年度及び申出日の属する事業年度を記載します。	実績判定期間は、直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。
市内で活動する特定非営利活動法人	実績判定期間に該当する各事業年度及び申出日の属する事業年度に、市内での活動の有無を記載します。なお、市内における事務所の有無は問いません。	主に市外で活動を展開している法人であっても、市内において、活動報告会等を開催している場合には、市内で活動していると考えます。
活動地域	市内で活動しているすべての地域を、実績判定期間に該当する各事業年度及び申出日の属する事業年度について、記載します。	
備考（事業内容）	<p>実績判定期間に該当する各事業年度及び、申出日の属する事業年度に、活動しているすべての事業の内容を記載します。</p> <p>事業は、特定非営利活動事業だけでなく、その他の事業についても記載します。</p> <p>※やむを得ない理由により、市内での活動を休止等していた事業年度については、休止等していた旨とその理由について記載してください。</p>	申出書の「現に行っている事業」に記載した事業であることを確認してください。

指定基準チェック表（第2表(1)）

(1)の基準を選択する場合
※県・県内他市町村指定法人以外

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
2 次のいずれかに該当すること	
(1) <u>地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること</u>	
(2) 当該特定非営利活動法人が、地方税法 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、市長が適当と認めたものであること	

(1) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること。

ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である

(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	はい ・ いいえ
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	はい ・ いいえ
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	はい ・ いいえ
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	はい ・ いいえ
(オ) その他、市民の利益に資すること	はい ・ いいえ

(備考)

・該当する一方を囲み、「はい」に該当する項目については、当該項目を満たすことを説明する書類（第2表付表1）を添付してください。

また、(イ)については、（第2表付表1参考）の事業計画も添付してください。

当該基準は、総合的に判断します。
※各項目の判断基準、確認させて頂く書類については、別表1「地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っていること」について（P. 18～P. 19）を参照してください。

イ 当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績がある

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度
	平成31年4月1日から	令和2年4月1日から	令和3年4月1日から	令和4年4月1日から	令和5年4月1日から	令和6年4月1日から
	令和2年3月31日まで	令和3年3月31日まで	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日まで	令和6年3月31日まで	令和7年3月31日まで
支持されている実績の有無	有・無 (行政等)	有・無 (行政等)	有・無 (行政等)	有・無 (行政等)	有・無 (行政等)	有・無 (行政等)

別表2「当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるもの」について (P. 20~P. 21) のうち、該当するいずれかの項目を記載
※各項目の判断基準、確認させて頂く書類についても、併せて同表を参照してください。

○実績の内容

支持されている実績	実績の内容等
行政等から支持を受けている実績	<p>[内容] 横浜市からの委託 横浜市〇〇事業 横浜市〇〇局から委託を受け、地域の方々に対して、〇〇を目的とした、〇〇事業を行っている。</p> <p>[期間等] 委託を受けた事業の実施期間は、〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇年〇月〇日</p>

(備考)

- ・支持されている実績として、「寄附の実績」を記載する場合は (第2表付表2) を、「地域の住民、企業等から支持を受けている実績 (無償ボランティアの実績)」を記載する場合は (第2表付表3) を添付してください。

指定基準チェック表（第2表(2)）

(2)の基準を選択する場合
※県・県内各市町村指定法人

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
-----	----------------

2 次のいずれかに該当すること

(1) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

(2) 当該特定非営利活動法人が、地方税法 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、市長が適当と認めたものであること

(2) 当該特定非営利活動法人が、地方税法 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、市長が適当と認めたものであること

【留意事項】

- ① 神奈川県又は神奈川県内の市町村の指定を受けている場合に限りです。
- ② 申出日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。

神奈川県又は神奈川県内の市町村の名称を記載

条例を制定した県又は市町村	神奈川県
条例指定年月日	年 月 日

条例で指定を受けた年月日を記載

(備考)

- ・ 神奈川県又は神奈川県内の市町村の条例により、個人県民税又は市町村民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）等を添付してください。

○記載要領（指定基準チェック表（第2表））

項目	記載要領	備考
(1)ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である	<p>該当する一方を囲みます。 （当該基準は、総合的に判断しますので、全ての項目を満たす必要はありません。）</p>	<p>各項目の判断基準、確認させて頂く書類については、別表1「地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っていること」について（P.18～P.19）を参照してください。</p> <hr/> <p>「はい」に該当する項目については、当該項目を満たすことを説明する書類（付表1）を添付してください。 また、(イ)については、（第2表付表1参考）の事業計画も添付してください。</p>
(1)イ 当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績がある	<p>「支持されている実績」については、別表2「当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるもの」について（P.20～P.21）のうち、該当するいずれかの項目を記載します。</p> <p>「実績の内容等」については、その実績の概要について記載します。 「期間等」については、実績の実施期間等について、記載します。</p>	<p>各項目の判断基準、確認させて頂く書類については、別表2「当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるもの」について（P.20～P.21）を参照してください。</p> <hr/> <p>支持されている実績として、「寄附の実績」を記載する場合は（第2表付表2）を、「地域の住民、企業等から支持を受けている実績（無償ボランティアの実績）」を記載する場合は（第2表付表3）を添付してください。</p>
(2) 条例を制定した県又は市町村、条例指定年月日	<p>「条例を制定した県又は市町村」については、神奈川県又は神奈川県内の市町村の名称を記載します。 「条例指定年月日」については、条例で指定を受けた年月日を記載します。</p>	

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
<p>地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である</p> <p>※次の(ア)～(オ)の項目のうち、満たす項目について説明（自由記述）してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること (イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること (ウ) 受益の機会が一般に開かれていること (エ) 自主的・自発的に独立して行われていること (オ) その他、市民の利益に資すること <p>【留意事項】</p> <p>(イ)については、(第2表付表1参考)の事業計画も併せて添付してください。</p>	
<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>初回の指定申出時の書類を参考に記載してください。</p> </div>	

(備考)

- ・各項目の判断基準、確認させて頂く書類については、別表1「地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っていること」について (P.18～P.19) を参照してください。
- ・(ア)「法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること」については、該当する法人の活動（具体的な事業名）、横浜市の計画又は施策等を明記してください。

第2表付表1参考
事業計画

	現在（申出の事業年度）	2年目	3年目	4年目	5年目	
事業の計画	○○に関する事業 <○○事業> ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数 ・受益対象者 ・支出見込額等	○○に関する事業 <○○事業> ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数	○○に関する事業 <○○事業> ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数	○○に関する事業 <○○事業> ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数	○○に関する事業 <○○事業> ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数	
収支（寄附金を含む）の計画	<収入> ・入会金、会費 収入 ・事業収入 ○○に関する事業収入 ・寄附金 ・助成金 <支出> ・事業費 ○○に関する事業費 ・管理費 ・予備費等	<収入> ・入会金、会費 収入 ・事業収入 ○○に関する事業収入 ・寄附金 ・助成金 <支出> ・事業費 ○○に関する事業費 ・管理費 ・予備費等	<収入> ・入会金、会費 収入 ・事業収入 ○○に関する事業収入 ・寄附金 ・助成金 <支出> ・事業費 ○○に関する事業費 ・管理費 ・予備費等	<収入> ・入会金、会費 収入 ・事業収入 ○○に関する事業収入 ・寄附金 ・助成金 <支出> ・事業費 ○○に関する事業費 ・管理費 ・予備費等	<収入> ・入会金、会費 収入 ・事業収入 ○○に関する事業収入 ・寄附金 ・助成金 <支出> ・事業費 ○○に関する事業費 ・管理費 ・予備費等	<収入> ・入会金、会費 収入 ・事業収入 ○○に関する事業収入 ・寄附金 ・助成金 <支出> ・事業費 ○○に関する事業費 ・管理費 ・予備費等
人員体制の計画	<会員> ○○人 <役員> ・理事 ○人 ・監事 ○人 <職員> ○人 <その他> ○人	<会員> ○○人 <役員> ・理事 ○人 ・監事 ○人 <職員> ○人 <その他> ○人	<会員> ○○人 <役員> ・理事 ○人 ・監事 ○人 <職員> ○人 <その他> ○人	<会員> ○○人 <役員> ・理事 ○人 ・監事 ○人 <職員> ○人 <その他> ○人	<会員> ○○人 <役員> ・理事 ○人 ・監事 ○人 <職員> ○人 <その他> ○人	<会員> ○○人 <役員> ・理事 ○人 ・監事 ○人 <職員> ○人 <その他> ○人

2～5年目の計画が「現在」の事業年度と同じ内容の場合は、「現在の事業年度に準ずる」と記載していただくことも可能です。（セルの大きさは適宜調整してください。2～5年目のセルを結合して1つのセルにさせていただいても結構です。）

第2表で(1)の基準を選択し、「支持されている実績」として、「寄附の実績」を記載した場合のみ添付

第2表付表2

法人名	特定非営利活動法人 よこはま	実績判定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
-----	----------------	--------	---------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること

実績判定期間内の各事業年度	①	②	③	④	⑤
	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
年1,000円以上の寄附者の数が100人以上である	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい・いいえ	<input type="checkbox"/> はい・いいえ	<input type="checkbox"/> はい・いいえ	<input type="checkbox"/> はい・いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人にあつては名称)及びその住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算定に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。
- 会費(対価性が認められないものは除く)は寄附金から除いていますか。

○実績判定期間内において、寄附金額が年1,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年1,000円以上の寄附者の数	①	②	③	④	⑤	合計	
	90人	120人	125人	130人	135人	A	600人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	60月

$$\frac{\text{実績判定期間の年1,000円以上の寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A}{B} \times 12 = \frac{600人}{60月} \times 12 = 120人 \geq 100人$$

1 記載要領（指定基準チェック表（第2表 付表2））

項目	記載要領	備考
実績判定期間内の各事業年度	<p>実績判定期間内に該当する各事業年度について記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年1,000円以上の寄附者の数が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」を囲みます。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年1,000円以上の寄附者の数が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項を確認してください（確認後は、□に✓を記入してください。）。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」としている場合は、その下の判断に係る計算は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>(1) 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(2) 貴法人の役員及び役員と生計を一にする者は寄附者の数に含めません。</p> <p>(3) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて1人として数えます。</p> <hr/> <p>寄附金の判定（会費の取扱い）については、原則、会費は寄附金に該当しません。ただし、対価性が認められない会費は含むものとします。</p>
年1,000円以上の寄附者の数 （実績判定期間内のすべての事業年度において基準を満たしているときは、記載の必要はありません。）	実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が1,000円以上の寄附者の数を、「①」から「⑤」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	
実績判定期間の月数（実績判定期間内のすべての事業年度において基準を満たしているときは、記載の必要はありません。）	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

2 注意事項

指定の審査の過程において、年1,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の算出根拠を示す書類の保管をお願いします。

第2表で(1)の基準を選択し、「支持されている実績」として、「地域の住民、企業等から支持されている実績（無償ボランティアの実績）」を記載した場合のみ添付

第2表付表3

法人名	特定非営利活動法人 よこはま	実績判定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日		
<p>無償ボランティア（法人の役員及び社員によるものを除き、実費相当を支給するボランティアを含む。）の実績は、実績判定期間内の各事業年度中の平均の無償ボランティアの総労働時間数が一定数（400時間）以上であること</p>					
○無償ボランティアの人数・総労働時間					
判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
無償ボランティアの人数	9人	4人	10人	10人	10人
無償ボランティア（全員）の総労働時間（事業年度）	360時間	480時間	420時間	420時間	420時間
合計総労働時間 （①から⑤までの総労働時間） ※(⑥)	2100時間		①から⑤までの合計年数 ※(⑦)	5年	
無償ボランティア総労働時間（実績判定期間における年平均） （⑥ ÷ ⑦ ≥ 400時間）	420時間				

1 記載要領（指定基準チェック表（第2表付表3））

項目	記載要領	備考
判定の対象となる各事業年度	区分欄「①」から「⑤」欄には、実績判定期間に該当する事業年度を記載します。	
「無償ボランティアの人数」欄	各事業年度において、従事した無償ボランティアの人数を記載します。	
「無償ボランティア（全員）の総労働時間（事業年度）」欄	各事業年度における無償ボランティア全員の総労働時間数（1時間未満切り上げ）を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

2 注意事項

指定の審査の過程において、無償ボランティアの労働時間数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、労働時間数の算出根拠を示す書類の保管をお願いします。

「地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っていること」について

項目	判断基準	確認を求める書類等
(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<p>当該法人の特定非営利活動に係る事業の内容が、横浜市の施策の効果を高める、或いは不足を補うものであるなど、相互の間で地域課題の解決に関する一定の方向性の一致があること。</p> <p>※法人の事業が、指定管理事業、委託事業、協働事業又は助成による事業であるときは、横浜市の施策の方向性に沿うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等 ・事業計画書、活動予算書 ・「事業に対応する横浜市の施策」「事業が行政の施策の方向性に沿っているとす理由」を記載した書面など
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<p>当該法人の人的体制、活動資金の見通し等から、今後、指定を受けている期間における継続的な事業の実施が見込まれること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等 ・事業計画書、活動予算書 ・人員体制の計画 ・各計画について議決した議事録 など <p>※計画については、申出のあった事業年度も含め原則5年間分</p>
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<p>次の a から c のいずれにも該当しないこと。</p> <p>a 受益の機会が公開されていない。 (不当な資格要件等があり、事実上、参加が制限された状態を含む。) ※不当な資格要件等： サービスの対価が非常に高額であること、合理的な理由なく条件が付与されていることなど。</p> <p>b 審査・選考の公正性が確保されていない。 (当該事業が審査・選考を伴う場合に限る。)</p> <p>c 定款で定める本来の公益目的とは異なった事業となっている。 ※本来の公益目的と異なった、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていることなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・受益者募集要項 ・パンフレット ・ホームページ ・利用規約 など

<p>(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること</p>	<p>行政等からの委託や助成等を受けておらず、活動を行っていること。</p> <p>※行政等： 国、神奈川県、県内市町村、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関及び我が国が加盟している国際機関、協議会（事務局が行政であるもの）など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等 ・事業計画書、活動予算書 （活動資金の詳細がわかる資料） ・パンフレット ・機関誌 ・ホームページ など
<p>(オ) その他、市民の利益に資すること</p>	<p>利益を受ける市民が存在すること。</p> <p>※市民に対する直接的な利益だけでなく、自然環境保護といった間接的な利益も含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・事業計画書 ・パンフレット ・機関誌 ・ホームページ など

「当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから
支持されている実績があるもの」について

項目	判断基準	確認を求める書類等
(1) 寄附の実績	<p>実績判定期間中の寄附金の総額が1,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。</p> <p>※寄附者の人数の確認、算定方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名及び住所が明らかな寄附者のみを算入 ・生計を一にする者は、1人として算定 ・申出法人の役員及び役員と生計を一にする者は、寄附者数に含めない。 ・月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて1月とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者名簿 など
(2) 行政等から支持を受けている実績	<p>次のアからオのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 行政等との協働 協働の実施による法人の市内の活動地域における事業の実績</p> <p>イ 行政等からの助成等 助成による法人の市内の活動地域における事業の実績</p> <p>ウ 行政等からの表彰 法人の市内の活動地域における表彰の実績</p> <p>エ 指定管理者、委託 市内の活動地域における指定管理者又は委託事業者としての実績</p> <p>オ その他行政等からの支持の実績 市内における法人の活動に関する行政との共催、後援等を受けた実績等</p> <p>※行政等： 国、神奈川県、県内市町村、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関及び我が国が加盟している国際機関、協議会（事務局が行政であるもの）など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業、助成事業、表彰を受けた事業、指定管理事業、共催事業、後援事業等であることを説明する書類 など

<p>(3) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績</p>	<p>次のアからオのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 自治会町内会からの推薦 市内の活動地域における事業について、自治会町内会との共催事業の実績、自治会町内会からの受託事業の実績、その他自治会町内会から表彰を受けた事業の実績等</p> <p>イ 企業等との協働、企業等からの助成による事業の実績（公益の増進に資するものに限る） 市内の活動地域における事業について、企業との協働事業の実績、企業等からの助成事業の実績、企業等から表彰を受けた実績、その他企業からの後援等支持を受けている実績</p> <p>※企業等： 企業又は団体等（特定非営利活動法人と特殊な関係（一定の金額の株式又は出資を保有する関係にある、役員が兼務しているなど）のある企業等を除く。）</p> <p>ウ 無償ボランティアの実績 無償ボランティア（法人の役員及び社員によるものを除き、実費相当を支給するボランティアを含む。以下同じ。）の実績について、実績判定期間内の各事業年度中の無償ボランティアの総労働時間数が一定数（400時間）以上であること。</p> <p>エ その他地域の住民等からの支持の実績 他の要件と同等以上と考えられる物品等の寄附、場所の提供等を受けていること。</p> <p>オ 中間支援組織から支援を受けている団体（30団体以上。ただし社員である団体は除く。）からの推薦等があること。</p>	<p>ア 自治会町内会の総会の議事録 など</p> <p>イ 協働事業、助成事業、表彰を受けた事業、後援事業等であることを説明する書類 など</p> <p>ウ 無償ボランティアの実績を説明する資料（労働時間に係るタイムカード、管理表等）など</p> <p>エ 寄附、場所の提供等の実績を説明する資料 など</p> <p>オ 団体からの推薦書 など</p>
<p>(4) その他市長が認める実績</p>	<p>(1)から(3)以外の実績により、当該法人が申出を行った場合で、市長が、当該実績について、市民活動推進委員会の意見を聴いて適当であると認めるもの。</p>	<p>・支持を受けている実績として法人が説明する資料 など</p>

指定基準チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
-----	----------------

3 その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

(1) 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

ア 役員及びその親族等

イ 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

(3) 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

(4) 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

(1)

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (b ÷ a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (d ÷ a)
		a	b	c	d	e
①	年月日～年月日	人	人	%	人	%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		9人	2人	22.2%	2人	22.2%

（備考） 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

3分の1以下と
なっていること

「はい」の場合、監査証明書を添付（その場合、第3表付表2「帳簿組織の状況」の添付は不要）

第3表（次葉）

(3)

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(備考) 該当する一方を囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

(4)

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

○記載要領（指定基準チェック表（第3表））

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
(1)の各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「a」、「b」及び「d」の各欄に該当する人数を転記します。	
(3)の各欄	該当する一方を囲みます。 「①」から「⑤」については、上記(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。なお、青色申告法人に準ずることについて、その具体的な内容は次のとおりです。 ・資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと ・仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること ・仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること ・たな卸表を作成すること ・一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書（※活動計算書でも可）を作成すること ・帳簿書類を7年間整理保存すること	「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」を「はい」とした場合には監査証明書を添付してください。 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」を「はい」とした場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
(4)の各欄	該当する一方を囲みます。なお、「①」から「⑤」については、上記(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 よこはま	①	②	③	④	⑤	申請時
役員数		人	人	人	人	人	9人
最も人数が多い「親族等」のグループ人数		人	人	人	人	人	2人
最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	2人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				①	②	③	④	⑤	申請時	就任・退任年月日	
横浜 太郎	横浜市中区〇〇	理事長								○	就任 H22. 4. 1
川崎 一郎	横浜市南区〇〇	理事	NPO 法人 Aの理事							○	就任 H22. 4. 1
相模原 達夫	横浜市西区〇〇	理事	NPO 法人 Aの理事							○	就任 H22. 4. 1
東京 京子	東京都大田区〇〇	理事								○	就任 H22. 4. 1
神奈川 和代	横浜市港北区〇〇	理事								○	就任 H22. 4. 1
千葉 葉子	横浜市港南区〇〇	理事								○	就任 H22. 4. 1
埼玉 玉代	横浜市栄区〇〇	理事								○	就任 H22. 4. 1
茨城 城一	横浜市青葉区〇〇	監事								○	就任 H22. 4. 1
横浜 浜子	横浜市中区〇〇	監事	理事長 の妻							○	就任 H22. 4. 1
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 氏名・住所は住民票の記載どおりに記載 </div>											

○ 記載要領（指定基準チェック表（第3表付表1））

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「①」から「⑤」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第3表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - a 役員配偶者及び三親等以内の親族
 - b 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - c 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - d b又はcに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - a 特定の法人の役員又は使用人
 - b aに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
 - c aに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - d aに掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該aに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - e c又はdに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

○直接に保有する関係

一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）

○間接に保有する関係

一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 よこはま		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	帳簿	随時	7年
仕訳帳	ルーズリーフ	随時	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	毎日	7年
入金・出金・振替伝票	複写伝票	毎日	7年
請求書・領収証綴り	バインダー	随時	7年
領収証（控）	複写伝票	随時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	毎月	7年
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人事務所において、帳簿書類等の記帳、保存状況等を確認させていただきます。 </div>			

○記載要領（指定基準チェック表（第3表付表2））

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

指定基準チェック表 (第4表)

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
-----	----------------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

(1) 次に掲げる活動を行っていないこと

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成すること

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること

(2) その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること

(1)

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

(2)

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及び(1)の活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

○記載要領（指定基準チェック表（第4表））

項目	記載要領	備考
(1)及び(2)の各欄共通	<p>該当する一方を囲みます。</p> <hr/> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <hr/> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>c 上記 a 又は b に掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1「役員等に対する報酬等の状況」及び付表2「役員等に対する資産の譲渡等の状況」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第3表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。</p>

法人名 特定非営利活動法人 よこはま

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1) (以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

(1) 役員等に対する報酬又は給与の支給(②を除く)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
横浜 浜男	理事長	役員	報酬	平成31年4月1日～令和3年6月31日	500,000円
実績判定期間の初日から申出日までの支給について記載					支払総額(支払済額)を記載

(注2)注1の①～④の内容を具体的に記述します

実績判定期間の初日から申出日までの支給について記載
(令和3年7月1日に申出をした場合)

(2) 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	平成31年4月1日～令和3年7月1日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
3人(内役員1名)	6,000,000円(500,000円)

パート・アルバイトも含めた実人数・金額を記載
※役員が含まれる場合は、括弧書きで内数を記載

支払総額(支払済額)を記載
※役員への支払額は、括弧書きで内数を記載

法人名 特定非営利活動法人 よこはま

2 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c 上記a又はbに掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

申出書の提出日を含む事業年度の開始日から申出日までの内容等を記載

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

申出書の提出日を含む事業年度の開始日から申出日までの内容等を記載

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
関内 星一郎	正会員	〇〇事業・講師謝金	R3.4.1	50,000 円	(源泉所得税含む)
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

申出書の提出日を含む事業年度の開始日から申出日までの内容等を記載

3 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

4 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
なし		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

申出書の提出日を含む事業年度の開始日から申出日までの支出について記載

指定基準チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
-----	----------------

- 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させること
- (1) 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）
 - (2) 指定基準（条例第4条第1項各号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類及び欠格事由（条例第6条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - (4) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - (5) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項を記載した書類
 - (6) 事業の概要等に関する変更の届出のうち指定基準（条例第4条第1項第1号及び第3号）に適合する旨を説明する書類
 - (7) 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
(1)	ア 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） イ 役員名簿 ウ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
(2)	ア 申出書に添付した指定基準（条例第4条第1項各号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類 イ 申出書に添付した欠格事由（条例第6条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類		
(3)	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
(4)	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
(5)	ア 前事業年度について、次の事項を記載した書類 (ア) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 (イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者）との取引 (エ) 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 (オ) 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 (カ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 (キ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 イ 毎事業年度作成する指定基準（条例第4条第1項第4号から第6号まで（第4号イに係る部分を除く）及び第8号に掲げる基準）に適合している旨並びに欠格事由（条例第6条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類		
(6)	事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準（条例第4条第1項第1号及び第3号）に適合する旨を説明する書類		
(7)	助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類		

○記載要領（指定基準チェック表（第5表））

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通		<p>「条例」とは、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年条例第32号。）」をいいます。</p>
「同意」欄	該当する一方を囲みます。	
「(5)」欄		<p>ア(ウ)の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 c 上記a又はbに掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 <p>ア(エ)の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 c 上記a又はbに掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

指定基準チェック表 (第6、7表)

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
-----	----------------

指定基準チェック表 (第6表)

6 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること				
各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

指定基準チェック表 (第7表)

7 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと					
法令若しくは条例又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

○記載要領（指定基準チェック表（第6表））

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を囲みます。	「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第3表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。

○記載要領（指定基準チェック表（第7表））

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を囲みます。	「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第3表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
<p>次の欠格事由のいずれにも該当していないこと</p> <p>1 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(1) 指定特定非営利活動法人が地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成 24 年条例第 32 号。以下「条例」という。）第 19 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 8 号を除く。「2」において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。「2」において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの</p> <p>(2) 認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 44 条第 1 項の認定を取り消された場合又は法第 58 条第 1 項の特例認定を受けた特定非営利活動法人が法第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 58 条第 1 項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>(4) 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>(5) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項目及び「8」において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。「8」において同じ。）</p> <p>2 条例第 19 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの</p> <p>3 法第 67 条第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 44 条第 1 項の認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>4 法第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 58 条第 1 項の特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>5 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの</p> <p>6 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの</p> <p>7 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの</p> <p>8 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 暴力団</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの</p>	

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年条例第32号。以下「条例」という。）第19条第1項各号（第3号から第5号まで、第7号及び第8号を除く。「2」において同じ。）又は第2項各号（第2号（第4条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。「2」において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの	有・ <input type="checkbox"/> 無
(2)	認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は法第58条第1項の特例認定を受けた特定非営利活動法人が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	有・ <input type="checkbox"/> 無
(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/> 無
(4)	法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/> 無
(5)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項目及び「8」において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。「8」において同じ。）	有・ <input type="checkbox"/> 無
2	条例第19条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	法第67条第1項又は第2項の規定により、法第44条第1項の認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	法第67条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により、法第58条第1項の特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
5	その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
7	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
8	次のいずれかに該当するもの	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

欠格事由 1 から 8 のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申出日

登記事項証明書どおりの所在地・
法人の名称・代表者の氏名を記載

主たる事務所の所在地 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

法人の名称 特定非営利活動法人よこはま

代表者の氏名 横浜 太郎

国税・県税・市税の納税証明書を添付

○ 添付書類

- ・ 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

(添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。)

- ・ 別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェック表と併せて提出してください。

役員全員について横浜市に届出済みであれば
添付不要

役員全員について、横浜市に届出済みであれば添付不要

役員等氏名一覧表

申出日

年 月 日現在の役員

フリガナ(半角) 姓と名の間にスペース	氏名又は団体名(全角) 姓と名の間にスペース	年号(半角小文字) m or t or s or h	年 (半角)	月 (半角)	日 (半角)	性別(半角小文字) 男性:m 女性:f	住所(全角)
ヨコハマ タロウ	横浜 太郎	s	XX	XX	XX	m	横浜市中区〇〇
カガキ イチロウ	川崎 一郎	s	XX	XX	XX	m	横浜市南区〇〇
サカミハラ タツオ	相模原 達夫	s	XX	XX	XX	m	横浜市西区〇〇
トキヨウ キョウコ	東京 京子	s	XX	XX	XX	f	東京都大田区〇〇
カガワ カズヨ	神奈川 和代	s	XX	XX	XX	f	横浜市港北区〇〇
チバ ヨウコ	千葉 葉子	s	XX	XX	XX	f	横浜市港南区〇〇
サイタマ タマヨ	埼玉 玉代	s	XX	XX	XX	f	横浜市栄区〇〇
イバラキ キイチ	茨城 城一	s	XX	XX	XX	m	横浜市青葉区〇〇
ヨコハマ ハマコ	横浜 浜子	s	XX	XX	XX	f	横浜市中区〇〇

※年号は明治:m、大正:t、昭和:s、平成:hで記載してください。

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

申出日

年 月 日

登記事項証明書どおりの所在地・法人の名称・代表者の氏名を記載

所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10

法人の名称 特定非営利活動法人よこはま

氏名 横浜 太郎

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名 特定非営利活動法人 よこはま

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	寄附金充当 予 定 額
1 ○○の調査・研究事業	横浜市内の○○課題に関する調査を行う	通年	横浜市内 各所	10人	市民 (多数)	10万円
2 ○○の普及・啓発事業	○○の普及・啓発のためのイベント開催	○月○日	東京都	10人	市民 (多数)	10万円
	市民向けの会報紙	毎月	横浜市内	5人		5万円
<p>指定更新後に、寄附金を充当する予定の事業の内容等を記載してください。 寄附金充当予定額は、現在の寄附収入額を基に算出してください。</p>						